

川越市一般競争入札公告 川越市公告契約第27号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき、次のとおり一般競争入札を公告する。

令和8年4月23日

川越市長 森田初恵
(公印省略)

第1 公告事項（個別）

1 入札対象工事

- (1) 工事名
仮称芳野市民センター非常用発電設備設置工事
- (2) 工事場所
川越市大字北田島144番地1
- (3) 工事業種
電気工事業
- (4) 工期
契約締結日から令和9年1月29日まで

2 入札に参加できる者の形態
単体企業とする。

3 入札参加資格

公告事項（共通・工事）に定めるほか、次の要件を満たすこと。

- (1) 本入札の公告日から落札決定までの期間において、引き続き建設業法（昭和24年法律第100号）による電気工事業の許可を受けている者であること。
- (2) 本入札の公告日から落札決定までの期間において、引き続き川越市競争入札参加者の資格等に関する規程（平成6年告示第351号）に基づく令和7・8年度川越市競争入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）に建設工事の業種として「電気工事業」が登載されており、その格付けがB級であること。
- (3) 本入札の公告日から落札決定までの期間において、引き続き川越市内に本店を有している者であること。
- (4) (3)の本店が(2)の業種を名簿に登載している申請事業所であること。

4 落札者の決定方法

- (1) 価格競争による取り分け方法により落札者を決定する。
- (2) 令和8年4月23日川越市公告契約第27号及び第28号の案件について、1者が落札候補者となることのできる案件の数は、1件のみとする。したがって、本案件の落札候補者は、令和8年4月23日川越市公告契約第28号の入札を無効とする。
- (3) 取り分け方法によって入札参加者がいなくなった場合は、当該案件に限り本案件の落札候補者の行った入札を有効なものとする。
- (4) 開札は、公告番号の小さいものから順に行う。

5 予定価格

埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）において公表する。

6 最低制限価格

設定する。

7 設計図書等

電子入札システムのうち入札情報公開システムにより掲載する。なお、設計図書等は、入札情報公開システムからダウンロードすることにより配布するものとし、インターネット上では閲覧しないこと。

8 設計図書に関する質問・回答

設計図書に関しての質問回答は、次のとおり行うものとする。なお、川越市建設工事数量書等公開実施試行要領に記載のとおり、数量書等に関する質問は受付けない。

(1) 質問受付

設計図書に関して質問がある場合は、入札情報公開システムに添付している質問・回答書（.docx）を使用し、電子入札システムにより提出すること。

電子入札システムによる質問の題名、説明要求内容及び添付資料には、特定の企業名や個人

名を記入しないこと。

質問・回答書の形式が異なる場合や、企業名や個人名が特定される場合は、質問を受付けない。

(2) 受付期間

令和8年4月23日（木）午前8時30分から

令和8年4月28日（火）午後1時00分まで

(3) 回答日時

令和8年5月11日（月）午後1時00分

質問に対する回答は、上に示す日時までに電子入札システム上で掲示する。

入札参加者は、質問の提出の有無にかかわらず、電子入札システムに掲載する質問に対する回答の全ての内容を必ず確認した上で、入札に参加すること。

また、入札参加者から質問がない場合でも「質問に対する回答」を利用して発注者から入札参加者へお知らせを掲示することがある。

9 競争参加資格確認申請書の提出

入札参加を希望する者は、次に示す期間内に電子入札システムの競争入札参加資格確認申請書を提出すること。

令和8年4月23日（木）午前8時30分から

令和8年5月12日（火）午後5時00分まで

10 入札書の提出

次に示す期間内に電子入札システムの入札書を提出すること。

令和8年5月13日（水）午前8時30分から

令和8年5月14日（木）午後1時00分まで

11 開札日時

令和8年5月15日（金）午前9時30分

12 入札回数

1回とする。

13 落札候補者決定の通知の方法

落札候補者の決定は、保留通知書により通知するものとする。

14 入札参加資格等確認資料の提出

落札候補者とされた者については、次の(2)の書類を電子入札システム又は持参により川越市総務部契約課に提出しなければならない。

(1) 提出期限

令和8年5月18日（月）午後5時15分まで

(2) 提出書類

ア 一般競争入札参加資格等確認申請書

イ 建設業の許可通知書又は許可証明書の写し

ウ 建設業の許可の申請に係る書類の写し

(ア) 建設業許可申請書（様式第1号。許可行政庁の受理印があるもの。電子申請で収受印がない場合はJ C I Pの申請・届出内容画面の写しを併せて提出すること。）

(イ) 営業所一覧表（様式第1号別紙2）

(ウ) 営業所技術者等一覧表（様式第1号別紙4）の写し又は営業所技術者等証明書（様式第8号）

エ 総合評定値通知書（経営規模等評価結果通知書）の写し（許可行政庁の公印があるもの又は公印に代わる電子署名が付されたもの）（公告事項（共通・工事）3(5)に適合するもの）

オ 公告事項（共通・工事）3(11)の要件を確認できる書類（総合評定値通知書（経営規模等評価結果通知書）で確認できない場合は、社会保険等確認資料で市が指定するもの）

カ 入札参加停止等の措置状況調書

キ 配置予定技術者報告書（配置予定技術者等が特定できないときは、複数の候補者を記載すること。また、国又は埼玉県若しくは川越地区消防組合が発注者となる工事（当該工事の区域に川越市の区域を含むものに限る。）の現場代理人が本工事を兼務する場合は、当該工事の発注者から兼務を認められた「現場代理人の兼務の可否に関する照会兼回答書の写し」を添付すること。）

ク 技術者及び現場代理人との雇用関係が確認できる書類（一般競争入札参加要領で市が指定

するもの。なお、同書類に保険者番号及び被保険者等記号・番号の記載がある場合は、同記載についてマスキングをすること。)

ケ 配置予定技術者の合格証書等の写し（建設業法上の要件が「第7条第2号ハ」に該当する場合）監理技術者を配置する場合は、監理技術者資格証（表裏両面）及び監理技術者講習修了証の写しも併せて提出すること。

コ 資本関係・人的関係調書

サ 市税の納付に係る誓約書兼同意書（川越市指定様式。本市より市税として課されている税がなくても提出すること。なお、本書が提出できない場合は、本市市税の納税証明等申請書兼証明書（川越市指定様式で本入札の開札日以降に本市が証明したもの。（写し可））を提出すること。）

15 契約の締結の方法

本工事は、電子契約（川越市電子契約実施要綱第2条第3号の規定による電子契約をいう。以下同じ。）により、契約を締結することができるものとする。

なお、落札候補者として決定された者が電子契約を希望する場合は、入札参加資格等確認資料の提出時に「電子契約希望届兼メールアドレス届出書」を提出すること。

16 入札保証金

免除とする。

17 契約保証金

川越市建設工事請負契約約款第4条による。

18 支払条件

(1) 前金払

川越市建設工事請負契約約款第35条による。

(2) 部分払

なし

19 配置予定技術者

(1) 配置予定技術者について

配置予定技術者については、建設業法、建設業法施行令、監理技術者制度運用マニュアル及び川越市建設工事における技術者の専任に関する取扱い等によるものとする。

落札者決定後、CORINS等により専任の配置予定技術者が営業所の専任技術者との兼務を確認された場合は、契約を結ばないことがある。

(2) 監理技術者（特例監理技術者）の兼務について

本工事は、建設業法第26条第3項第2号の規定の適用を受ける監理技術者（特例監理技術者）の配置を認める。

20 現場代理人

(1) 現場代理人の常駐を要しない期間

本工事は現場代理人の常駐を要しない期間については、川越市建設工事における現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱い1(1)アからエに該当する期間とする。

(2) 現場代理人の兼務を認める工事

本工事は、川越市建設工事における現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱いのうち、兼務を認める工事の対象とする。ただし、低入札価格調査を経て契約する工事は、兼務を認める工事の対象としない。

21 仮契約の締結

公告事項（共通・工事）6の仮契約の締結を行わない。

22 問い合わせ先

公告の内容 総務部契約課

工事の内容 建設部建築住宅課

第2 公告事項（共通・工事）

1 入札執行手続

この公告による入札は電子入札システムにより行う。

2 入札執行方法

事後審査型入札（入札に参加する者に必要な資格の審査を入札執行後に行う方式）により行う。
（電子入札システムにおける呼称は「ダイレクト入札」という。）

3 入札参加資格

特に記述のある場合を除き、本入札の公告日から落札決定までの期間において、引き続き名簿に登載され次の要件を満たすこと。

- (1) 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 川越市契約規則（昭和49年規則第21号。以下「契約規則」という。）第2条の規定により、市の一般競争入札に参加することができない者でないこと。
- (3) 川越市建設工事等の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (4) 川越市建設工事等暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
- (5) 参加を希望する案件の競争参加資格確認申請書の提出時において、当該案件に必要な建設工事の種類に応じた、開札日から1年7月前の日以降の日を審査基準日とする建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査を受けている者であること。ただし、経営事項審査の審査基準日は、開札日に直近のものとし、(8)のただし書き又は(9)のただし書きに該当する場合は、手続き開始決定日以降のものとする。
- (6) 落札後、当該工事業種に対応する主任技術者等を建設業法に従い施工現場に配置できること。
- (7) (6)により配置する主任技術者等は、公告日現在において、入札参加（希望）者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあり、市が指定するそれを証する書類を配置予定技術者報告書に添付できる者であること。（非常勤役員は恒常的な雇用関係には該当しません。）
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。ただし、手続き開始決定を受けている者を除く。
- (9) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。ただし、手続き開始決定を受けている者を除く。
- (10) 本入札に参加する他の入札参加（希望）者との間に、次に示す関係がないこと。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する2者の場合。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社（以下「更生会社等」という。）である場合を除く。

(ア) 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する2者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社等である場合を除く。

(ア) 一方の会社の取締役が、他方の会社の取締役を兼ねている場合

(イ) 一方の会社の取締役が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を兼ねている場合

ウ 組合関係

次に該当する2者の場合。

(ア) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「組合」という。）と当該組合の組合員の関係にある場合

エ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

ア、イ及びウと同視し得る特定関係があると認められる場合

- (11) 次に掲げる全ての社会保険に加入している者であること。ただし、当該保険の全部または一部について法令で適用が除外されている者はこの限りでない。

ア 健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険

イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金保険

ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険

- (12) 本入札に参加を希望する者は、競争参加資格確認申請書の提出までに、電子入札システムで利用可能な電子証明書を取得し、電子入札システムの利用者登録が完了していること。

4 契約条項等

この公告に定めるもののほか、本入札及び契約に関する手続きについては、施行令、契約規則、川越市電子入札運用基準、川越市建設工事請負等一般競争入札（事後審査型）実施要領、川越市建設工事請負契約約款、川越市競争入札等参加者心得、入札参加資格者の遵守事項、建設工事等の入札における入札金額内訳書の取扱いについて、川越市建設工事数量書等公開実施試行要領等の定めるところとする。

5 入札参加資格の有無の確認

川越市建設工事請負等一般競争入札（事後審査型）実施要領に基づき入札執行後に確認する。

6 契約の時期

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第23号）に定めるところにより、市議会の議決に付さなければならない契約については、入札後、工事請負仮契約を締結し、市議会の議決後にこれを本契約とする。なお、議会で否決された場合、仮契約は無効となり契約は成立しない。また、このことで仮契約の相手方に損害が生じても、川越市は一切の責任を負わない。

7 異議の申立

入札を行った者は、入札後は契約規則、川越市電子入札運用基準、川越市建設工事請負等一般競争入札（事後審査型）実施要領、川越市建設工事請負契約約款、設計図書（質問回答書を含む。）、数量書等、現場等についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

8 その他

- (1) 本入札の公告日から落札決定までの期間において、名簿に登載されている業種、格付け及び申請事業所の所在地が、公告事項（個別）の入札参加資格において要件とした事項に該当しない者が行った入札は、入札参加資格の審査を行わず無効とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。
- (3) 発注者が様式を指定した入札金額内訳書（必要事項を記入したもの）を電子入札システムに入札書提出の際に添付すること。
- (4) 契約規則第12条に該当する入札は、無効とする。
- (5) 入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税の課税業者及び免税業者を問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を記載すること。
- (6) 入札に際して、談合等公正な入札の執行を妨げる行為に関する情報が寄せられた場合等は、川越市談合情報対応要領による所定の手続等を入札参加資格として付加することがある。
- (7) 川越市発注の建設工事において、入札期間の一部又は全部が重複した複数の案件における落札候補者となった入札参加者は、以下に掲げる場合にのみ、落札候補者の資格を辞退することができる。

その場合、落札候補者の資格を辞退することができる案件は、公告記載の開札日時が最も遅い案件からとし、入札参加者は選択できない。

なお、この落札候補者の資格の辞退は、速やかに行うこととし、以下の理由に該当するにも関わらず、落札候補者の資格の辞退を行わず、指定された期日までに「第1 公告事項（個別）」に記載された入札参加資格等確認資料を提出しない場合は、川越市建設工事等の契約に係る入札参加停止等の措置要綱による入札参加停止措置を講じる場合がある。

ア 建設業法で定める技術者を配置することができない場合

イ 川越市建設工事請負契約約款で定める現場代理人を置くことができない場合

- (8) 落札者は、確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事に配置すること。
- (9) 落札者は、請負代金内訳書を提出すること。
- (10) 落札者は、建設業法第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定から請負契約を締結するまでに、発注者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて、川越市競争入札等参加者心得様式第1号により通知するものとする。